

【Ⅲ－4 質の高いリハビリテーションの推進－⑤】

⑤ リハビリテーション総合実施計画評価料の見直し

第1 基本的な考え方

リハビリテーションに係る書類の簡素化の観点から、リハビリテーション総合計画評価料の評価等を見直す。

第2 具体的な内容

1. リハビリテーションに係る複数の計画書の様式を統一し、リハビリテーション総合実施計画料の評価を見直す。

改 定 案	現 行
<p>【リハビリテーション総合計画評価料】</p> <p>[算定要件]</p> <p>1 リハビリテーション総合計画評価料 1 <input checked="" type="checkbox"/> <u>初回の場合</u> ●●点 <input type="checkbox"/> <u>2回目以降の場合</u> ●●点</p> <p>2 リハビリテーション総合計画評価料 2 <input checked="" type="checkbox"/> <u>初回の場合</u> ●●点 <input type="checkbox"/> <u>2回目以降の場合</u> ●●点</p>	<p>【リハビリテーション総合計画評価料】</p> <p>[算定要件]</p> <p>1 リハビリテーション総合計画評価料 1 <u>300点</u> (新設) (新設)</p> <p>2 リハビリテーション総合計画評価料 2 <u>240点</u> (新設) (新設)</p>

2. 脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料及び運動器リハビリテーション料において、介護保険によるサービスの利用が必要と思われる者に対する目標設定等支援・管理料等を廃止する。

改 定 案	現 行
<p>【目標設定等・支援管理料】</p> <p>[算定要件] (削除)</p>	<p>【目標設定等・支援管理料】</p> <p>[算定要件]</p> <p><u>H O O 3 - 4 目標設定等支援・管理料</u></p> <p>1 <u>初回の場合</u> <u>250点</u> 2 <u>2回目以降の場合</u> <u>100点</u></p>

	<p><u>注 区分番号H001に掲げる脳血管疾患等リハビリテーション料、区分番号H001-2に掲げる廃用症候群リハビリテーション料又は区分番号H002に掲げる運動器リハビリテーション料を算定すべきリハビリテーションを実施している要介護被保険者等である患者に対し、必要な指導等を行った場合に、3月に1回に限り算定する。</u></p>
--	---

3. 目標設定等支援・管理料を算定していない者に対する減算規定を廃止する。

改 定 案	現 行
<p>【脳血管疾患等リハビリテーション料】 [算定要件] (削除)</p>	<p>【脳血管疾患等リハビリテーション料】 [算定要件]</p> <p>7 <u>注 1 本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者（要介護被保険者等に限る。）に対し、それぞれ発症、手術若しくは急性増悪又は最初に診断された日から60日を経過した後に、引き続きリハビリテーションを実施する場合において、過去3月以内にH003-4に掲げる目標設定等支援・管理料を算定していない場合には、所定点数の100分の90に相当する点数により算定する。</u></p>

※ 廃用症候群リハビリテーション料及び運動器リハビリテーション料についても同様。